

札幌市交通局告示第 419 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市交通局契約規程（平成 4 年交通局規程第 17 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 10 月 14 日

札幌市交通事業管理者
交通局長 芝井 静男

記

1 契約担当部局

〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4 番 1 号

札幌市交通局事業管理部総務課契約係（電話 011-896-2709、FAX 011-896-2790）

2 入札に付する事項

(1) 業務の名称

- ア 交通局本局庁舎敷地内等除排雪業務
- イ 東車両基地除雪業務
- ウ 南車両基地除雪業務
- エ 麻生駅、北 34 条駅、北 24 条駅バス施設除雪業務
- オ 白石駅、南郷 7 丁目駅バス施設除雪業務
- カ 二十四軒駅、西 28 丁目駅、円山公園駅バス施設、西車両基地等除雪業務
- キ 発寒南駅、琴似駅バス施設除雪業務
- ク 真駒内駅バス施設等除雪業務
- ケ 新道東駅、環状通東駅、東区役所前駅バス施設除雪業務
- コ 南エリア駐車場除雪業務

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書のとおり。

(3) 履行期間 契約書に示す着手の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所 入札説明書のとおり。

(5) 入札方法 上記 2 (1) の件名ごとにそれぞれの業務の仕様書に記載の基準単価（円単位）で入札に付する。基準単価以外の単価については、入札書に記載された金額を基準係数「1.00」とし、入札書に記載された金額に仕様書に記載の策定係数を乗じて算出した額とする（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする）。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」中分類「除雪サービス業」小分類「構内除排雪業」に登録されている者であること。

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札書の提出方法等

- (1) 入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記 1 に同じ。

また、入札説明書は札幌市交通局ホームページの入札契約情報のページにおいてもダウンロードすることができる。

- (2) 入札書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和 7 年 10 月 22 日(水) 17 時 00 分（送付の場合は必着のこと。）

イ 提出場所

〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4 番 1 号

札幌市交通局事業管理部総務課契約係

- (3) 開札の日時及び場所

【日時】

- ア 令和 7 年 10 月 23 日(木) 13 時 30 分
- イ 令和 7 年 10 月 23 日(木) 13 時 32 分
- ウ 令和 7 年 10 月 23 日(木) 13 時 34 分
- エ 令和 7 年 10 月 23 日(木) 13 時 36 分
- オ 令和 7 年 10 月 23 日(木) 13 時 38 分
- カ 令和 7 年 10 月 23 日(木) 13 時 40 分
- キ 令和 7 年 10 月 23 日(木) 13 時 42 分
- ク 令和 7 年 10 月 23 日(木) 13 時 44 分
- ケ 令和 7 年 10 月 23 日(木) 13 時 46 分
- コ 令和 7 年 10 月 23 日(木) 13 時 48 分

【場所】

札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4 番 1 号 札幌市交通局庁舎 5 階 入札室

- (4) 入札書の提出方法

入札書は、送付又は持参により提出すること。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額（あらかじめ示した予定数量に契約単価を乗じて得た金額をいう。）の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市交通局契約規程第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市交通局契約規程第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市交通局契約規程第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者による入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者のした入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。